

鹿児島市社会事業協会役員及び評議員の報酬等に関する規程

〔平成29年6月13日
規程第11号〕

（趣旨）

第1条 この規程は、社会福祉法人鹿児島市社会事業協会（以下「協会」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、理事及び監事並びに評議員の報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤理事とは、役員のうち、協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、期末手当、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、協会の職員を兼務し、職員給与が支給されている者及び鹿児島市職員定数条例（昭和42年条例第10号）に定める職員から選任された者に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤理事 報酬、期末手当
- (2) 非常勤役員及び評議員 報酬

（報酬等の総額）

第4条 役員等の報酬等の各年度の総額は、次の各号に掲げる役員等の区分に応じ、当該各号に定める額を超えないものとする。

- (1) 全理事の総額 900万円以内（職員としての給与を除く。）
- (2) 全監事の総額 50万円以内
- (3) 全評議員の総額 50万円以内
（報酬）

第5条 役員等に対する報酬は、別表第1に定める額とする。ただし、常勤理事の報酬月額は、別表第1に掲げる額を上限とし、理事会において別に定める額とする。

2 常勤理事が、月途中において就任し、又は退任し、若しくは失職した場合における報酬の額は、日割計算によるものとする。

（常勤理事の期末手当）

第6条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤理事に対して支給する。ただし、当該手当の支給される年度の前年度の末日に特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢に達した者には支給しない。

2 前項の規定は、基準日前1か月以内に退職した常勤理事についても、同様とする。

3 第1項の規定にかかわらず、6月2日から6月30日までの間に新たに常勤理事として選定された者については、6月1日に在任していたものとみなす。

4 期末手当の額は、第3条第1項に規定する報酬に、6月に支給する場合には100分の107.5、12月に支給する場合には100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 2か月以上3か月未満 100分の30
- (5) 2か月未満 100分の20

（常勤理事の通勤手当）

第7条 次の各号のいずれかに該当する常勤理事（通勤距離が片道2キロメートル未満の常勤理事を除く。）に、通勤手当を支給する。

(1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする常勤理事

(2) 通勤のため自動車その他理事長が別に定める交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする常勤理事

(3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする常勤理事

2 常勤理事は、新たに前項の要件を具備するに至った場合には、理事長が別に定める様式の通勤届により、その通勤の実情を速やかに理事長に届け出なければならない。同項の常勤理事が住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃の額に変更があった場合についても同様とする。

3 通勤手当の額は、次の各号に掲げる常勤理事の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項第1号に掲げる常勤理事 支給単位期間の通勤に要する運賃の額に相当する額（以下「運賃相当額」という。）。ただし、運賃相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの運賃相当額」という。）が10,000円を超えるときは、支給単位期間につき、10,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関を利用するものとして当該運賃の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃相当額の合計額が10,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、10,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 第1項第2号に掲げる常勤理事 次に定めるの区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に掲げる額

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道2キロメートル以上5キロメートル未満 4,300円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満 7,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上 9,700円

(3) 第1項第3号に掲げる常勤理事 運賃相当額及び前号に掲げる額の合計額（その額が10,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、10,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

（費用）

第8条 役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅延なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員等が、協会の用務のため旅行したときは、この費用を、鹿児島市社会事業協会旅費規程に準じて支給することができる。

（報酬等及び費用の支給方法）

第9条 報酬等及び費用の支給は、通貨で直接役員等に支給する。ただし、役員等から申出がある場合は、口座振替により支給することができる。

（報酬等及び費用の支給日）

第10条 常勤理事の報酬等及び通勤手当の支給日は、次のとおりとする。ただし、支給日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日で日曜日、土曜日又は休日でない日を支給日とする。

(1) 報酬及び通勤手当 毎月22日

(2) 期末手当 6月30日及び12月10日

2 非常勤役員及び評議員の報酬等並びに役員等の費用は、必要の都度支払うものとする。

（端数計算）

第11条 この規程により、報酬等又は費用の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

（公表）

第12条 協会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の基準として公表する。

（改廃）

第13条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行うものとする。

（補則）

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定める。

別表第1（第4条関係，第5条関係）

役員等の報酬

役員等の区分	職務及び業務	報酬の金額
常勤理事	理事長の職務	月額 300,000円以内
	常務理事の職務	月額 260,000円以内
非常勤役員	理事会，評議員会への出席	日額 10,000円
	監事監査	日額 10,000円
	その他法人の役員業務のための出勤	日額 5,000円
評議員	評議員会への出席	日額 10,000円
	その他法人の評議員業務のための出勤	日額 5,000円

付 則

（施行期日）

- この規程は、平成29年6月30日から施行し、同年6月1日から適用する。
（鹿児島市社会事業協会役員の通勤手当に関する規程の廃止）
- 鹿児島市社会事業協会役員の通勤手当に関する規程（平成17年規程第8号）は、

廃止する。

（鹿児島市社会事業協会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程の廃止）

- 3 鹿児島市社会事業協会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程（平成20年規程第4号）は、廃止する。

付 則（平成30年6月12日規程第9号）

この規程は、評議員会決議の日から施行し、平成30年6月1日から施行する。